

ご遺族の方へ

「おくやみガイドブック」

中野区

おくやみ窓口のご案内

事前予約制

死亡届を提出された後のおくやみに関する様々なお手続きについて、ご相談をお受けいたします。（※おくやみ窓口を利用せずに、直接各担当窓口でお手続きをしていただくことも可能です。）

● 受付時間・場所

受付時間 平日 午前9時～午後4時30分

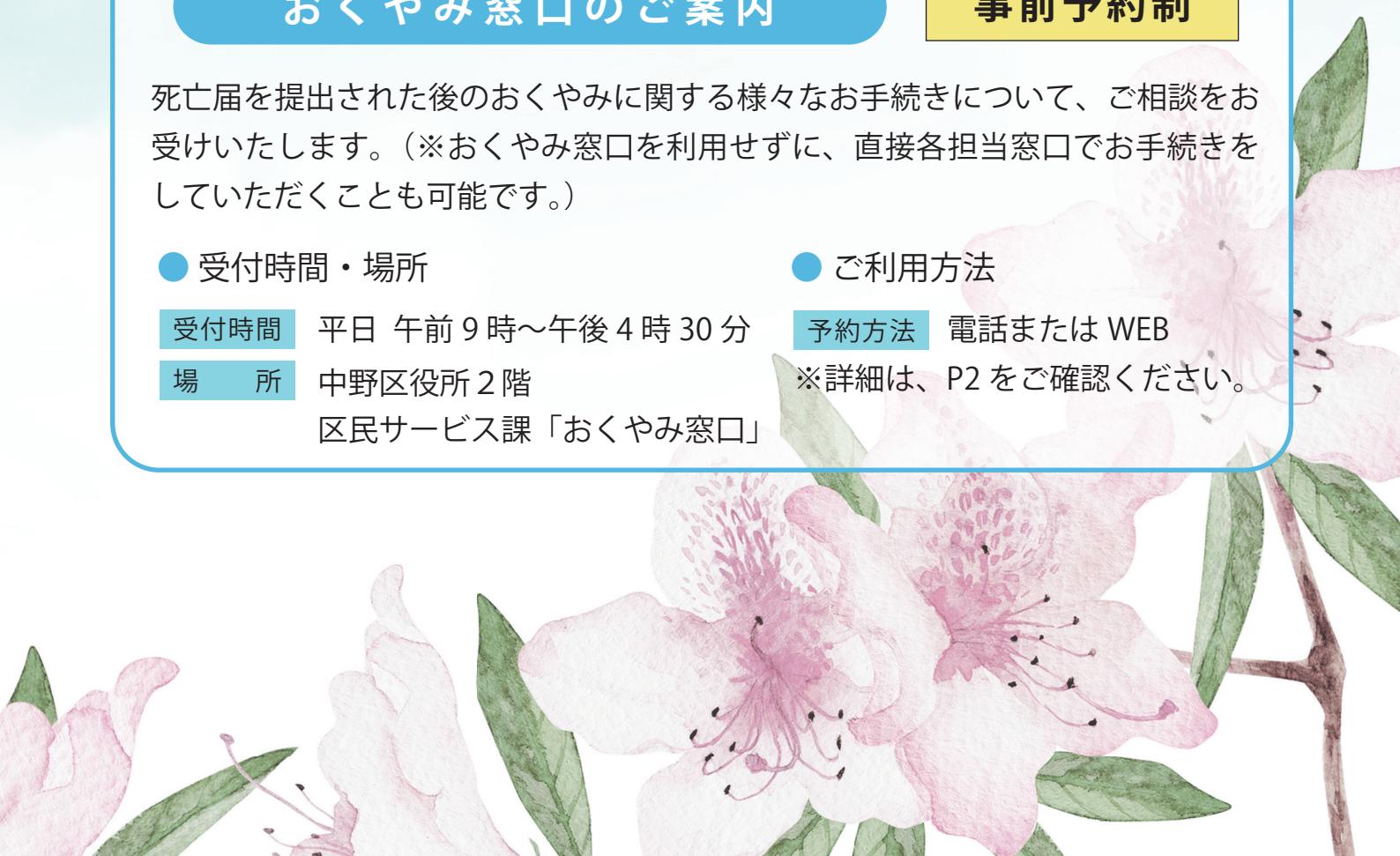
場 所 中野区役所2階

区民サービス課「おくやみ窓口」

● ご利用方法

予約方法 電話またはWEB

※詳細は、P2をご確認ください。



ご遺族の方へ

このたびは大切な方のご不幸、謹んでお悔み申し上げます。

ご遺族におかれましては、悲しみや先々の不安もあるなか、様々な手続きが必要になるかと思います。中野区では、区役所を中心とした各手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めさせていただけるようガイドブックを作成いたしました。また、中野区役所2階に「おくやみ窓口」を設け、各種手続きのお手伝いやご案内をしています。どうぞ、ご利用ください。
このガイドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

中野区

もくじ

おくやみ窓口のご案内	P.2
来庁時お持ちいただくもの	P.3
死亡届を出された方へ	P.4
各種手続きチェックリスト	P.5
区役所での各種手続き	
戸籍・住民登録	P.9
保険	P.14
税金	P.17
年金	P.20
介護保険	P.22
高齢福祉	P.24
障害福祉	P.26
子ども	P.33
その他	P.36
専門相談窓口のご案内	P.39
ご遺族の方のための各種相談	P.41
中野区役所・手続き窓口施設のご案内	P.43
区役所外での主な手続きチェックリスト	P.45
相続に関する手続きチェックリスト	P.47
委任状	P.52

おくやみ窓口のご案内

中野区では、ご家族等が亡くなられた際の、おくやみに関する多岐にわたるお手続きについて、ご遺族の負担を減らすことができるよう、一括して案内・受付を行う専用窓口「おくやみ窓口」を設置しています。ご利用には、事前に予約が必要です。

おくやみ窓口でできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

区役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

●手続きの時間が短縮できます

事前予約の際に、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめお伺いし、書類を準備しておきます。

※一部当日確認する手続きもあります。



●安心してご相談いただけるようプライバシーに配慮し、個室使用の「専用ブース」を設けています

予約方法について

●電話予約

電話番号: **03-3228-8802**

お電話をいただく際は、「おくやみ窓口の件」とお伝えください。

受付時間:午前8時30分～午後5時まで(土・日・祝休日・年末年始を除く)

●WEB予約（中野区ホームページ）

URL: <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/soudan/soudan/okuyamimadoguchi.html>

場所:中野区役所2階おくやみ窓口

手続き対応時間枠(予約できる時間):

(1)9時から (2)10時30分から (3)13時30分から (4)15時から

※一組30分から60分程度かかります。

※死亡の届出をされてから、戸籍や住民票に反映されるまでお日にちがかかります。

予約は、死亡届提出後、2週間程度経過した後に来庁される日の5営業日前(土日祝日を除く)までに行ってください。

※おくやみ窓口をご利用せず、直接各担当窓口でお手続きしていただくことも可能です。



ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで区役所内で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」も活用ください。
<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/13114>



来庁時お持ちいただくもの

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

来庁される方の本人確認書類 (下記「本人確認書類について」参照)

印鑑 (※朱肉を使うもの)

預貯金通帳

相続人・喪主など各種支給助成を受ける方の銀行口座番号がわかるものが必要です。

喪主の氏名がわかる葬儀の領収証の原本

亡くなった方が国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の場合、葬祭費の申請ができます。

印鑑登録証（カード）

相続人など中野区に印鑑登録をしている方の印鑑証明書が必要な場合、お持ちください。

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

基礎年金番号が記載されているもの(年金手帳及び年金証書)

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証

※亡くなられた方の各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)

介護保険被保険者証

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳など

その他、中野区から交付されたものなど

本人確認書類について

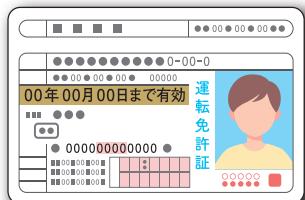
1点で本人確認できる書類(顔写真付きに限る)

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、住民基本台帳カード、障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書など

2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、
医療受給者証、年金手帳、社員証、学生証、年金通知書など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



中野区に死亡届を出された方へ

●このお届けにより、戸籍と住民票に死亡されたことが記載されます

本籍や住所が中野区でない場合は、死亡届が出されたことを本籍地と住民登録地の役所へ通知します。

●戸籍全部（個人）事項証明書の交付について

■本籍が中野区の方

届出をしてから発行までおおむね1週間程度かかります。

区役所または地域事務所で交付します。詳しくは11ページをご覧ください。

お急ぎで交付を希望される場合は、あらかじめ戸籍係（☎ 03-3228-5503）へご相談ください。

■本籍が中野区以外の方

中野区から本籍地へ通知するまでおおむね1週間程度かかります。

その後の交付までの期間については、本籍地の区市町村へお問い合わせください。

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none">○葬儀・法要の連絡・調整○通夜・葬儀・告別式○初七日○四十九日○納骨	<ul style="list-style-type: none">○死亡届など○健康保険・世帯主変更○年金関係の手続き○公共料金などの手続き (45ページ参照)○遺言調査・遺言書の検認○相続人調査○相続財産調査○相続放棄・限定承認	<ul style="list-style-type: none">○住民税の確認・届出 (17ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none">○所得税の準確定申告 (48ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none">○遺産分割協議 (47ページ参照)○払戻・解約・名義変更など	<ul style="list-style-type: none">○相続税の申告 (48ページ参照)○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none">○一周忌	<ul style="list-style-type: none">○遺留分侵害額請求	

中野区で必要な手続きについては9ページから、窓口・問合せ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、参照ページをご覧ください)

区分	お亡くなりになった方の状況	確認 ✓	必要な手続きの内容	参照 ページ
戸籍・住民登録	住民票の世帯主だった	<input type="checkbox"/>	世帯主変更届の提出	9A
	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カードの破棄	9B
	印鑑登録をしていた	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証(カード)の返却または破棄	10C
	住民票のある外国人	<input type="checkbox"/>	特別永住者証明書、在留カードの返納	10D
	亡くなられた方の戸籍に関する証明が必要になった	<input type="checkbox"/>	戸籍に関する証明書の発行	11E
	亡くなられた方の住民票の除票が必要になった	<input type="checkbox"/>	住民票の除票の発行	13F
	死亡届の写しが必要になった	<input type="checkbox"/>	死亡届の「届書等情報内容証明書」の発行	13G
保険	国民健康保険に加入していた (75歳未満)	<input type="checkbox"/>	保険証・高齢受給者証の返却	14A ①
		<input type="checkbox"/>	葬祭費の申請	14A ②
		<input type="checkbox"/>	高額療養費の相続人申請	15A ③
	世帯員が国民健康保険に加入している	<input type="checkbox"/>	加入している家族の保険証の書替	15B
	後期高齢者医療保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	保険証の返却	16C ①
		<input type="checkbox"/>	葬祭費の申請	16C ②

区分	お亡くなりになった方の状況	確認 ✓	必要な手続きの内容	参照 ページ
税金	住民税(特別区民税・都民税)の納付が済んでいない	<input type="checkbox"/>	納付に係る手続き	17A
	給与・年金から住民税が引かれていた または個人で住民税を納付していた	<input type="checkbox"/>	相続人代表者指定届の提出など	18B
	原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>	廃車の手続き (ナンバープレートの返納)	19C ①
		<input type="checkbox"/>	相続人への名義変更	19C ②
年金	老齢基礎年金、各種厚生年金、 各種共済年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	未支給年金の請求手続きなど	20A
	障害基礎年金、遺族基礎年金、 寡婦年金のみを受給していた	<input type="checkbox"/>		20B
	年金を受給せずに亡くなった	<input type="checkbox"/>	死亡一時金・遺族基礎年金、 寡婦年金の請求手続きなど	21C
介護保険	介護保険被保険者証などの交付を 受けていた	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証などの返却 または破棄	22A
	65歳以上の方	<input type="checkbox"/>	相続人による送付先変更申請書 の提出	22B
	介護(介護予防)サービスを利用していた 高額介護サービス費が発生していた	<input type="checkbox"/>	高額介護サービス費等支給申請書 の提出	23C
高齢福祉	緊急通報システムを利用していた	<input type="checkbox"/>	廃止の連絡 (機器の撤去)	24A
	おむつサービスを利用していた	<input type="checkbox"/>	廃止の連絡	24B
	認知症高齢者等個人賠償責任保険に 加入していた	<input type="checkbox"/>	廃止の連絡	25C
	徘徊高齢者探索サービスを利用していた <small>はいかい</small>	<input type="checkbox"/>	廃止の連絡 (機器の返却)	25D

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、参照ページをご覧ください)

チェックリスト

各種手続き

区役所外での主な手続き

区分	お亡くなりになった方の状況	確認 ✓	必要な手続きの内容	参照 ページ
障害福祉	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳(療育手帳)を交付されていた	<input type="checkbox"/>	手帳の返還	26A
	障害児福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当受給者異動届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)	26B
	特別障害者手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当受給者異動届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)	27C
	障害者・難病患者福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	福祉手当受給資格消滅届の提出 (未払い分がある場合は福祉手当未支払分請求書及び口座振替依頼書の提出)	27D
	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)の返還	28E
	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	<input type="checkbox"/>	【掛金を支払っていた方が亡くなれた場合】 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出	29F
	心身障害者医療助成を受けていた	<input type="checkbox"/>	心身障害者医療助成受給者証の返却	29G
	福祉タクシー券を利用していた	<input type="checkbox"/>	未使用分の福祉タクシー券の返却	30H
	福祉ガソリン券を利用していた	<input type="checkbox"/>	未使用分の福祉ガソリン券の返却	30I
	障害福祉サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス受給者証の返却	31J
	地域生活支援サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>	地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却	31K
	特別児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	・未払い手当の受給手続き ・受給者の変更手続き	32L

区分	お亡くなりになった方の状況	確認 ✓	必要な手続きの内容	参照 ページ
子ども	児童手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	・未払い手当の受給手続き ・受給者の変更手続き	33A
	ひとり親等手当（児童扶養手当・児童育成手当）を受給していた	<input type="checkbox"/>		33B
	子ども医療証（乳・子・青）の交付を受けていた	<input type="checkbox"/>		34C
	ひとり親家庭等医療証（親）の交付を受けていた	<input type="checkbox"/>	医療証、医療券、医療受給者証の返却または破棄、資格消滅の手続き	34D
	養育医療券、自立支援医療（育成医療）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されていた	<input type="checkbox"/>		35E
その他	中野パートナーシップ宣誓書をしていた	<input type="checkbox"/>	パートナーシップ宣誓書受領証等の返還	36A
	シルバーパスを持っていた	<input type="checkbox"/>	シルバーパスの返却（払い戻しの手続き）	36B
	一時的に発生した多量のごみ・資源を処分したい	<input type="checkbox"/>	一時的に発生した多量のごみ・資源の処分	37C
	家財整理をしたい	<input type="checkbox"/>	家財整理相談窓口への相談	37D
	実家が空き家になった	<input type="checkbox"/>	空き家の電話相談窓口への相談	38E

ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで区役所内で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」も活用ください。
<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/13114>



● ● 区民葬儀制度のご案内 ● ●

葬祭費用の負担軽減を図ることができます。死亡届を出す際に、「区民葬儀」の利用をお申し出ください。区民葬儀券は、「区民葬儀取扱店」で利用できます。 中野区ホームページ

【問い合わせ】福祉推進課 庶務係 03-3228-8829

【手続き場所】区役所2階5番窓口 戸籍住民課戸籍係、地域事務所



戸籍・住民登録に関する手続き

A 住民票の世帯主だった

手続き 世帯主変更届の提出

詳細	期限
世帯主が亡くなられた後、15歳以上の世帯員が2人以上いらっしゃる場合には、世帯主の変更届が必要です。	死亡日から14日以内
※該当者には、区から「世帯主変更のお願い」のお知らせが届きます。	手続き可能な人
必要なもの	亡くなられた方と同一世帯の方（別世帯の方による手続きには委任状が必要）
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 （マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など） ※外国人世帯の方は、残った世帯員の関係性が確認できる出生証明書などの資料が必要になる場合があります。詳細は事前にお問い合わせください。	問合せ先
手続き場所	戸籍住民課 住民記録係 ☎ 03-3228-5500
区役所2階4番窓口 戸籍住民課 住民記録係、地域事務所	

B マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続き マイナンバーカード・個人番号通知カードの破棄

詳細	期限
返却の必要はありません。 今後の各種手続きにおいてマイナンバーが必要になる場合がありますので、手続き終了後にカードを破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
なし	一
手続き場所	問合せ先
	戸籍住民課 コールセンター ☎ 03-3228-5506

MEMO

C 印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

詳細	期 限
亡くなられた方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	どなたでも可
手続き場所	問合せ先
区役所 2階 4番窓口 戸籍住民課 住民記録係、地域事務所	戸籍住民課 住民記録係 ☎ 03-3228-5500

D 住民票のある外国人

区役所外手続き

手続き 特別永住者証明書、在留カードの返納

詳 細	期 限
外国籍の方が亡くなられた時は、住所地を管轄する地方出入国在留管理局へ郵送または直接返却してください。	死亡日から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
出入国在留管理庁にお問い合わせください。	親族、同居者
手続き場所	問合せ先
	出入国在留管理庁 外国人在留総合インフォメーションセンター ☎ 0570-013904

..... MEMO

戸籍・住民登録に関する手続き

E 亡くなられた方の戸籍に関する証明が必要になった

手続き 戸籍に関する証明書の発行

詳細	期限
<p>亡くなられた方の戸籍を交付しています。</p> <p>戸籍には戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、除籍、改製原戸籍などがあります。</p> <p>※中野区に届出をしてからおおむね1週間程度で戸籍に死亡事項が記載されます。</p> <p>※配偶者や直系の親族の方は、本籍が中野区以外の戸籍も申請できます。申請は、原則予約制となっています。詳細は、次ページをご覧ください。なお、本籍が中野区の戸籍は予約なしで申請できます。</p>	必要に応じて
必要なもの	手続き可能な人
<p><input type="checkbox"/> 申請される方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)</p> <p>※関係性が確認できる戸籍などの資料や、委任状が必要になる場合があります。詳細は事前にお問い合わせください。</p>	戸籍に記載されている方、直系の親族（父母・祖父母・子・孫）、相続人
手続き場所	問合せ先
<p>区役所2階1番窓口 戸籍住民課 証明係、地域事務所</p> <p>※地域事務所で除籍、改製原戸籍の交付はできません。</p>	<p>戸籍住民課 コールセンター</p> <p>☎ 03-3228-5506</p>

MEMO

戸籍の広域交付をご利用の方へ



従来、本籍地でのみ交付を行っていた戸籍謄本等に加えて、他の市区町村の戸籍証明書も請求いただけます。

どこでも

本籍地が遠くでも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できる！

まとめて

1か所の窓口で、ほしい戸籍がまとめて請求できる！



受付方法

申請は、原則 **予約制** です。

「過去にさかのぼる戸籍(複数の戸籍)」等を請求される方で
予約をされていない場合は、**5営業日以降**のお渡しになります。

下記注意事項をご一読のうえ、QRコードより予約番号を取得してください。

・中野区が本籍の全部事項証明書(戸籍謄本)は、予約なしで請求が可能です。

・予約された方でも、お渡しまでお待ちいただく場合がございます。ご了承ください。

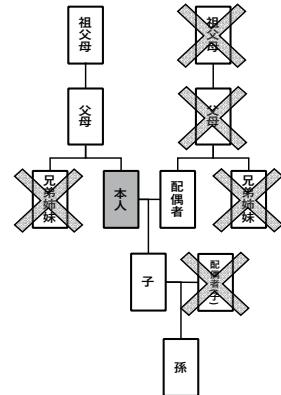
法務省:戸籍証明等の広域交付制度
イメージキャラクター
「コセキソ」



注意事項

- 請求できる戸籍証明書は、全部事項証明書(戸籍謄本)、除籍全部事項証明書(除籍謄本、改製原戸籍謄本含む)です。
- 戸籍抄本(個人事項証明書)、一部事項証明書、戸籍の附票、戸籍諸証明(身分証明書、独身証明書等)は広域交付の対象外です。
- 請求できる方は、本人、配偶者、直系尊属(父母、祖父母など)、直系卑属(子、孫など)に限られます。
- 父母の戸籍から除籍したきょうだいの戸籍証明書は請求できません。
- 請求する方が、市区町村の窓口にお越しになつていただく必要があります。
- 郵送や代理人、委任状による請求はできません。
- 窓口にお越しになった方は有効期限内の顔写真付き本人確認書類を提示する必要があります。
(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カードなど)
- ※顔写真付きの本人確認書類であっても、学生証など認められないものもあります。

<本人の戸籍を請求できる方>



手数料

- ・全部事項証明書(戸籍謄本)
- ・除籍全部事項証明書(除籍謄本、改製原戸籍謄本含む)

1通 450円

1通 750円

受付時間

- ・平日 8:30~16:30

中野区ホームページ



受付窓口

- ・中野区役所本庁舎 2階 1番窓口
- ・地域事務所 ※戸籍謄本(全部事項証明書)のみ

取得方法等、詳しくは中野区ホームページをご覧ください。

お問合せ先 中野区役所 戸籍住民課 コールセンター TEL 03(3228)5506

戸籍・住民登録に関する手続き

F 亡くなられた方の住民票の除票が必要になった

手続き	住民票の除票の発行
詳細	<p>亡くなられた方の住民票の除票を交付しています。</p>
期 限	必要に応じて
必要なもの	<p><input type="checkbox"/> 申請される方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)</p> <p>※関係性が確認できる戸籍などの資料や、委任状が必要になる場合があります。詳細は事前にお問い合わせください。</p>
手続き可能な人	相続人
問合せ先	<p>戸籍住民課 コールセンター</p> <p>☎ 03-3228-5506</p>
手続き場所	区役所 2階 1番窓口 戸籍住民課 証明係、地域事務所

G 死亡届の写しが必要になった

手続き	死亡届の「届書等情報内容証明書」の発行
詳 細	<p>区で受理した死亡届は、原則非公開です。</p> <p>ただし、法律などで定められた請求事由の場合、「届書等情報内容証明書」として死亡届の受理地または亡くなられた方の本籍地で発行することができます。申請時には、申請書に請求事由と提出先を明記していただきます。</p> <p>※証明内容は、「届書記載事項証明書」と同じです。</p>
期 限	死亡届書等情報の保管期限内
必要なもの	<p><input type="checkbox"/> 請求する方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)</p> <p>※請求事由によって提出書類が異なりますので、申請する前に必ずお問い合わせください。</p>
手続き可能な人	利害関係人
問合せ先	<p>戸籍住民課 戸籍係</p> <p>☎ 03-3228-5503</p>
手続き場所	区役所 2階 5番窓口 戸籍住民課 戸籍係

保険に関する手続き

A 国民健康保険に加入していた（75歳未満）

手続き① 保険証・高齢受給者証の返却

詳細	期限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために保険証・高齢受給者証を返却してください。	約2週間以内
※令和6年12月2日から保険証の発行が終了となるため、その後の運用については、変更となることがあります。	手続き可能な人 どなたでも可（返却のみ。保険料の精算などは不可）
□ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証	問合せ先 保険医療課 資格賦課係 ☎ 03-3228-5511
手続き場所	
区役所2階 6番窓口 保険医療課 資格賦課係、地域事務所	

手続き② 葬祭費の申請

詳細	期限
被保険者が亡くなられた場合は、葬儀を行った方に葬祭費（7万円）を支給します。	葬儀を行った日の翌日から2年間
※他の健康保険などから葬祭費に相当する給付金を受ける場合は除く。	手続き可能な人 葬儀を行った方
□ 葬儀を行った方の口座情報のわかるもの（通帳など） □ 葬儀の領収書の原本 □ 葬儀を行った方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）	問合せ先 保険医療課 国保給付係 ☎ 03-3228-5508
手続き場所	
区役所2階 7番窓口 保険医療課 国保給付係	

MEMO

保険に関する手続き

手続き③ 高額療養費の相続人申請

詳細	期限
国民健康保険の世帯主が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に相続人代表者の方が申請できます。	高額療養費の通知が届いてから2年間 手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言公正証書の写しなど <input type="checkbox"/> 相続人代表者の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど) <input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座番号のわかるもの（通帳など）	保険医療課 国保給付係 ☎ 03-3228-5508
手続き場所	
区役所2階7番窓口 保険医療課 国保給付係	

B 世帯員が国民健康保険に加入している

手続き 加入している家族の保険証の書替

詳細	期限
亡くなられた方が世帯主だった場合は、加入している家族の保険証の書替が必要です。 ※令和6年12月2日から保険証の発行が終了となるため、その後の運用については、変更となることがあります。	約2週間以内 手続き可能な人 住民票上同一世帯の方 (別世帯の方による手続きには委任状が必要)
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と同一世帯で国民健康保険に加入している方全員の国民健康保険被保険者証	保険医療課 資格賦課係 ☎ 03-3228-5511
手続き場所	
区役所2階6番窓口 保険医療課 資格賦課係、地域事務所	

C 後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

詳細	期限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために保険証を返却してください。	速やかに
※令和6年12月2日から保険証の発行が終了となるため、その後の運用については、変更となることがあります。	手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証	問合せ先 保険医療課 後期高齢者医療係 ☎ 03-3228-8944
手続き場所	
区役所 3階 4番窓口 保険医療課 高齢者総合窓口	

手続き② 葬祭費の申請

詳細	期限
被保険者が亡くなれたときは、葬儀を行った方に葬祭費（5万円）を支給します。	葬儀を行った日の翌日から2年間
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 葬儀を行った方の口座情報のわかるもの（通帳など） <input type="checkbox"/> 葬儀の領収書の原本	葬儀を行った方
手続き場所	問合せ先 保険医療課 後期高齢者医療係 ☎ 03-3228-8944
区役所 3階 4番窓口 保険医療課 高齢者総合窓口	

MEMO

税金に関する手続き

A 住民税(特別区民税・都民税)の納付が済んでない

手続き 納付に係る手続き

詳細	期 限
<p>亡くなられた方の住民税に未納がある場合は、相続人の方が納付する必要があります。</p> <p>※亡くなられた方のご名義の納付書があれば、その納付書で支払えます。納付書が無いときや相続人名義の納付書が必要な場合などは納税係にご連絡ください。</p> <p>※相続放棄・限定承認をした（またはする予定）ときは、納税係にご連絡ください。亡くなられた方とご連絡くださった方のご関係などについて確認をさせていただいた上で、内容に応じた書類の提出をお願いすることがあります。</p>	<p>納期限を過ぎたものは速やかに</p> <p>これから納期限が到来するものは、それぞれの納期限まで</p>
必要なもの	手続き可能な人
<p>【手元の納付書で支払う場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 特に必要な書類はありません</p> <p>【納付書の発行が必要な場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の相続人であることがわかる書類</p>	<p>相続人</p> <p>(相続放棄をした方は、放棄したことをご連絡ください)</p>
手続き場所	問合せ先
区役所2階11番窓口 税務課 納税係	<p>税務課 納税係 ☎ 03-3228-8924</p>

MEMO

B 紹介・年金から住民税(特別区民税・都民税)が引かれていた、または個人で住民税を納付していた

手続き 相続人代表者指定届の提出など

詳細	期限
<p>亡くなられた方の住民税に関する通知(納税通知・還付通知など)をお送りするため、書類を受け取る相続人代表者の届出をする手続きです。</p> <p>相続税の申告をする方は、今後課税される住民税の金額や未納額の確認が必要な場合もあるのでご相談ください。</p> <p>また、亡くなられた方に住民税の未納がある場合は、17ページ「納付に係る手続き」もご覧ください。</p> <p>※住民税が非課税になる所得で、還付や未納のない方は、手続き不要です。</p> <p>※相続人が相続放棄をした場合は、別の手続きが必要となることがあるのでご連絡ください。</p>	<p>相当な期間 (おおむね3ヶ月)</p> <p>手続き可能な人 相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課 課税係 ☎ 03-3228-8913 ☎ 03-3228-8917
手続き場所	区役所2階11番窓口 税務課 課税係

MEMO

税金に関する手続き

C 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き（ナンバープレートの返納）

詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合に必要な手続きです。 ※125cc超の二輪車は自動車検査登録事務所で手続きをしてください。 ※軽自動車は軽自動車検査協会で手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
手続き可能な人	相続人 (相続放棄をした方は、放棄したことをご連絡ください)
相続人	問合せ先
必要なもの	税務課 諸税係 ☎ 03-3228-8908
ナンバープレート 標識交付証明書 手続きを行う方の本人確認書類 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）	
手続き場所	
区役所 2階 11番窓口 税務課 諸税係	

手続き② 相続人への名義変更

詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合に必要な手続きです。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。 ※125cc超の二輪車は自動車検査登録事務所で手続きをしてください。 ※軽自動車は軽自動車検査協会で手続きをしてください。	相続した日から 15日以内
手続き可能な人	相続人
相続人	問合せ先
必要なもの	税務課 諸税係 ☎ 03-3228-8908
ナンバープレート 標識交付証明書 手続きを行う方の本人確認書類 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）	
手続き場所	
区役所 2階 11番窓口 税務課 諸税係	

年金に関する手続き

A 老齢基礎年金、各種厚生年金、各種共済年金を受給していた

手続き 未支給年金の請求手続きなど

詳細	期限
ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、各機関へお問い合わせください。	死亡日から5年 手続き可能な人 年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた、 (1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹 (7) その他三親等以内の親族です。 未支給年金を受け取れる順位もこのとおりです。
必要なもの 手続き内容により必要な持ち物が異なりますので、詳しくは各問合せ先にご確認ください。	問合せ先 ①中野年金事務所 ☎ 03-3380-6111 音声案内1→2 予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890 (ナビダイヤル) ②各共済組合
手続き場所 ①お近くの年金事務所（予約が必要です） ②各共済組合	

B 障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金のみを受給していた

手続き 未支給年金の請求手続きなど

詳細	期限
ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、国民年金係にお問い合わせください。	死亡日から5年 手続き可能な人 年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた、 (1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹 (7) その他三親等以内の親族です。 未支給年金を受け取れる順位もこのとおりです。
必要なもの 手続き内容により必要な持ち物が異なりますので、詳しくは国民年金係にご確認ください。	
手続き場所 区役所2階10番窓口 保険医療課 国民年金係	問合せ先 保険医療課 国民年金係 ☎ 03-3228-5514

年金に関する手続き

C 年金を受給せずに亡くなった

手続き 死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金の請求手続きなど

詳細	期限
<p>亡くなられた方の納付状況や、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、各機関へお問い合わせください。</p> <p>①加入歴が国民年金第1号期間のみの方 ※国民年金係にお問い合わせください。</p> <p>②厚生年金に加入したことがある方、第3号期間がある方 ※年金事務所にお問い合わせください。</p> <p>③共済組合に加入したことがある方 ※加入していた共済組合にお問い合わせください。</p>	<p>死亡一時金 →死亡日から2年</p> <p>遺族基礎年金、寡婦年金 →死亡日から5年</p> <p>手続き可能な人 請求できる年金によって、手続き可能な方や、その順位が異なります。詳細は各機関へお問い合わせください。</p>
<p>手続き内容により必要な持ち物が異なりますので、詳しくは各問合せ先をご確認ください。</p>	<p>問合せ先</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険医療課 国民年金係 ☎ 03-3228-5514 ②中野年金事務所 ☎ 03-3380-6111 音声案内1→2 予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890 (ナビダイヤル) ③各共済組合
<p>①区役所2階10番窓口 保険医療課 国民年金係 ②お近くの年金事務所（予約が必要です） ③各共済組合</p>	

MEMO

介護保険に関する手続き

A 介護保険被保険者証などの交付を受けていた

手続き 介護保険被保険者証などの返却または破棄

詳細	期限
介護保険被保険者証を返却または破棄してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた方についても返却または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
亡くなられた方の <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ）	どなたでも可 問合せ先 介護保険課 介護資格保険料係 ☎ 03-3228-6537
手続き場所	問合せ先
区役所 3階 4番窓口 介護保険課 高齢者総合窓口、地域事務所	

B 65歳以上の方

手続き 相続人による送付先変更申請書の提出

詳細	期限
区から亡くなられた方の生前の住所に保険料の未納または還付・給付に関する通知を送付する際に、独り暮らしだった方や施設に入居していた方など、郵便物が返戻になる恐れのある場合に必要な手続きです。生前に送付先変更申請書を提出済みで、亡くなられた後も送付先に変更がない場合は、改めて手続きをする必要はありません。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 相続人及び亡くなられた方の本人確認書類 （運転免許証、パスポート、健康保険証、介護保険被保険者証など）	相続人 問合せ先 介護保険課 介護資格保険料係 ☎ 03-3228-6537
手続き場所	問合せ先
区役所 3階 4番窓口 介護保険課 高齢者総合窓口	
※郵送手続き可（電話でご連絡いただければ送付先変更申請書を郵送します。）	

介護保険に関する手続き

C 介護（介護予防）サービスを利用していた 高額介護サービス費が発生していた

手続き 高額介護サービス費等支給申請書の提出

詳細	期限
支給対象の方には区から申請書を郵送します。 すでに高額介護サービス費を受給していて、振込先が亡くなった方の口座の場合は、振込先の変更手続きが必要です。 ※後日給付がわかる場合もあるので、相続人が亡くなられた方と別の住所の場合は、21ページの送付先変更の手続きを済ませておくとご案内を送ることができます。	介護サービスを受けた月から2年
必要なもの	手続き可能な人 相続人代表者
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言公正証書の写しなど <input type="checkbox"/> 相続人代表者の本人確認書類 (運転免許証、パスポート、健康保険証、介護保険被保険者証) <input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座番号のわかるもの（通帳など）	問合せ先 介護保険課 介護給付係 ☎ 03-3228-6531
手続き場所	
区役所3階 4番窓口 介護保険課 高齢者総合窓口	

MEMO

高齢福祉に関する手続き

A 緊急通報システムを利用していた

手続き 廃止の連絡（機器の撤去）

詳細	期限
お電話でご連絡ください。 後日事業者から連絡が入り、日程調整のうえ設置した機器を撤去します。	なし（できるだけ速やかに）
必要なもの	手続き可能な人
なし	どなたでも可
手続き場所	問合せ先
区役所3階3番窓口 地域包括ケア推進課 在宅サービス係、地域包括支援センター	地域包括ケア推進課 在宅サービス係 ☎ 03-3228-5632

B おむつサービスを利用していた

手続き 廃止の連絡

詳細	期限
お電話でご連絡ください。 現物給付は配送停止の手配を行い、費用助成受給中の方のご遺族に対して、遺族請求用の用紙を送付します。	なし（できるだけ速やかに）
必要なもの	手続き可能な人
なし	どなたでも可
手続き場所	問合せ先
区役所3階3番窓口 地域包括ケア推進課 在宅サービス係、地域包括支援センター	地域包括ケア推進課 在宅サービス係 ☎ 03-3228-5632



◀ 地域包括支援センター

区内に8か所あります。

担当区域については、区ホームページでご確認ください。

高齢福祉に関する手続き

C 認知症高齢者等個人賠償責任保険に加入していた

手続き	廃止の連絡	
詳細	お電話でご連絡ください。認知症高齢者等個人賠償責任保険を廃止します。	期限 なし(できるだけ速やかに)
必要なもの	なし	手続き可能な人 どなたでも可
手続き場所		問合せ先 地域包括ケア推進課 在宅サービス係 ☎ 03-3228-5632
	区役所3階3番窓口 地域包括ケア推進課 在宅サービス係、地域包括支援センター	

D 徘徊高齢者探索サービスを利用していた

手続き	廃止の連絡（機器の返却）	
詳細	お電話でご連絡ください。 後日事業者から機器の返却について連絡が入ります。	期限 なし(できるだけ速やかに)
必要なもの	なし	手続き可能な人 どなたでも可
手続き場所		問合せ先 地域包括ケア推進課 在宅サービス係 ☎ 03-3228-5632
	区役所3階3番窓口 地域包括ケア推進課 在宅サービス係、地域包括支援センター	

MEMO

障害福祉に関する手続き

A 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（療育手帳）を交付されていた

手続き 手帳の返還

詳細	期限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳（療育手帳）をお持ちだった場合、その資格は死亡日をもって喪失します。	なし 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳（療育手帳）	障害福祉課 障害者相談係 ☎ 03-3228-8956
手続き場所	区役所 3階 5番窓口 障害福祉課 障害者相談係、すこやか障害者相談支援事業所

B 障害児福祉手当を受給していた

手続き	障害児福祉手当受給者異動届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)
詳細	期限
受給資格は死亡月をもって喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内 手続き可能な人 親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、同居の親族の振込口座のわかるもの	障害福祉課 在宅福祉係 ☎ 03-3228-8953
手続き場所	区役所 3階 5番窓口 障害福祉課 在宅福祉係、すこやか障害者相談支援事業所



◀ すこやか障害者相談支援事業所

区内に 4 か所あります。

所在地、電話番号などは、区ホームページでご確認ください。

障害福祉に関する手続き

C 特別障害者手当を受給していた

手続き	特別障害者手当受給者異動届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)	
詳細	受給資格は死亡月をもって喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	期限 死亡日から 14 日以内 手続き可能な人 親族
必要なもの	<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、同居の親族の振込口座のわかるもの	問合せ先 障害福祉課 在宅福祉係 ☎ 03-3228-8953
手続き場所	区役所 3 階 5 番窓口 障害福祉課 在宅福祉係、すこやか障害者相談支援事業所	

D 障害者・難病患者福祉手当を受給していた

手続き	福祉手当受給資格消滅届の提出 (未払い分がある場合は福祉手当未支払分請求書及び口座振替依頼書の提出)	
詳細	受給資格は死亡月をもって喪失します。	期限 速やかに 手続き可能な人 親族
必要なもの	<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、同居の親族の振込口座のわかるもの	問合せ先 障害福祉課 在宅福祉係 ☎ 03-3228-8953
手続き場所	区役所 3 階 5 番窓口 障害福祉課 在宅福祉係	

MEMO

E 自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き　自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還	
詳細	期限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	なし
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療)	問合せ先 【更生医療・精神通院について】 障害福祉課 障害者相談係 ☎ 03-3228-8956 【育成医療について】 子育て支援課 子ども総合窓口 ☎ 03-3228-3253
手続き場所	
【更生医療・精神通院について】 区役所3階 5番窓口 障害福祉課 障害者相談係、すこやか障害者相談支援事業所 【育成医療について】 区役所3階 子育て支援課 子ども総合窓口、すこやか福祉センター	

MEMO

障害福祉に関する手続き

F 心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

手続き	【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出	
詳細	掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	期限 掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
必要なもの	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書又はこれに代わる書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 加入証	
手続き場所	手続き可能な人 年金を受給する方または扶養年金管理者 問合せ先 障害福祉課 在宅福祉係 ☎ 03-3228-8953	
手続き場所	区役所3階 5番窓口 障害福祉課 在宅福祉係	

G 心身障害者医療助成を受けていた

手続き	心身障害者医療助成受給者証の返却	
詳細	亡くなられた方が心身障害者医療助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要となりますのでお問い合わせください。	期限 なし
必要なもの	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の心身障害者医療助成受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	
手続き場所	手続き可能な人 親族 問合せ先 障害福祉課 在宅福祉係 ☎ 03-3228-8953	
手続き場所	区役所3階 5番窓口 障害福祉課 在宅福祉係	

H 福祉タクシー券を利用していた

手続き 未使用分の福祉タクシー券の返却

詳細	期限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、受給資格は死亡日をもって喪失します。未使用分の福祉タクシー券があれば返却してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	どなたでも可
手続き場所	問合せ先
区役所3階 5番窓口 障害福祉課 在宅福祉係、すこやか障害者相談支援事業所	障害福祉課 在宅福祉係 ☎ 03-3228-8953

I 福祉ガソリン券を利用していた

手続き 未使用分の福祉ガソリン券の返却

詳細	期限
亡くなられた方が福祉ガソリン券を利用していた場合、受給資格は死亡日をもって喪失します。未使用分の福祉ガソリン券があれば返却してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉ガソリン券	どなたでも可
手続き場所	問合せ先
区役所3階 5番窓口 障害福祉課 在宅福祉係、すこやか障害者相談支援事業所	障害福祉課 在宅福祉係 ☎ 03-3228-8953

MEMO

障害福祉に関する手続き

J 障害福祉サービスを利用していた

手続き	障害福祉サービス受給者証の返却
詳細	<p>亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合は、障害福祉サービス受給者証を返却してください。</p>
期限	なし
必要なもの	<p>□ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証</p>
手続き可能な人	どなたでも可
問合せ先	障害福祉課 認定給付係 ☎ 03-3228-8916
手続き場所	区役所 3階 5番窓口 障害福祉課 認定給付係、すこやか障害者相談支援事業所

K 地域生活支援サービスを利用していた

手続き	地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却
詳細	<p>亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更の手続きが必要です。また、受給している児童がなくなった場合には地域生活支援サービス受給者証を返却してください。</p>
期限	なし
必要なもの	<p>□ 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証</p>
手続き可能な人	どなたでも可
問合せ先	障害福祉課 在宅福祉係 ☎ 03-3228-8953
手続き場所	区役所 3階 5番窓口 障害福祉課 在宅福祉係、すこやか障害者相談支援事業所

MEMO

L 特別児童扶養手当を受給していた

手続き 未払い手当の受給手続き、受給者の変更手続き

詳細	期限
受給者が亡くなられたときに必要な手続きです。 死亡日の属する月まで手当を支給します。	受給者が亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
状況に応じて提出書類が異なりますので、事前にご相談ください。	受給者が亡くなられた後、 新たに手当の受給者となる方
手続き場所	問合せ先
区役所3階 子育て支援課 子ども総合窓口	子育て支援課 児童手当係 ☎ 03-3228-8952

..... MEMO

子どもに関する手続き

A 児童手当を受給していた

手続き	未払い手当の受給手続き、受給者変更手続き	
詳細	受給者が亡くなられたときに必要な手続きです。 死亡日の属する月まで手当を支給します。	期限 受給者が亡くなられた日の翌日から15日以内
		手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、新たに手当の受給者となる方
必要なもの	状況に応じて提出書類が異なりますので、事前にご相談ください。	問合せ先 子育て支援課 子ども総合窓口 ☎ 03-3228-5484
手続き場所	区役所3階 子育て支援課 子ども総合窓口、地域事務所 ※電子申請可 ※未払いの児童手当がある場合は区役所3階 子ども総合窓口のみ手続き可	

B ひとり親等手当（児童扶養手当・児童育成手当）を受給していた

手続き	未払い手当の受給手続き、受給者の変更手続き	
詳細	受給者が亡くなられたときに必要な手続きです。 死亡日の属する月まで手当を支給します。	期限 【児童扶養手当】 受給者が亡くなられた日から15日以内 【児童育成手当】 受給者が亡くなられた日の翌日から15日以内
必要なもの	状況に応じて提出書類が異なりますので、事前にご相談ください。	手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、新たに手当の受給者となる方
手続き場所	区役所3階 子育て支援課 子ども総合窓口 子育て支援課 児童手当係 ☎ 03-3228-8952	

C 子ども医療証（乳・子・青）の交付を受けていた

手続き	医療証の返却または破棄、資格消滅の手続き
詳細	<p>子ども医療証（乳・子・青）を交付していた児童が亡くなられた時に必要な手続きです。その児童の医療証は死亡日をもって資格消滅となりますので、返却または破棄してください。</p>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 子ども医療証（乳・子・青） <input type="checkbox"/> 手続きをを行う方の本人確認書類
手続き場所	区役所3階 子育て支援課 子ども総合窓口、地域事務所、すこやか福祉センター

D ひとり親家庭等医療証（親）の交付を受けていた

手続き	医療証の返却または破棄、資格消滅の手続き
詳細	<p>ひとり親家庭等医療証（親）の交付を受けていた方が亡くなられた時に必要な手続きです。受給者または児童の医療証は死亡日をもって資格消滅となりますので、返却または破棄してください。</p>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証（親） <input type="checkbox"/> 手続きをを行う方の本人確認書類
手続き場所	区役所3階 子育て支援課 子ども総合窓口

MEMO

子どもに関する手続き

E 養育医療券、自立支援医療（育成医療）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されていた

手続き 医療券・医療受給者証の返却または破棄、資格消滅の手続き

詳細	期限
医療券・医療受給者証を交付していた児童が亡くなられた時に必要な手続きです。その児童の医療券・医療受給者証は死亡日をもって資格消滅となりますので、返却または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 医療券・医療受給者証 <input type="checkbox"/> 手続きをを行う方の本人確認書類	問合せ先 子育て支援課 子ども総合窓口 03-3228-3253
手続き場所	児童の保護者
区役所3階 子育て支援課 子ども総合窓口、すこやか福祉センター	

MEMO

その他に関する手続き

A 中野区パートナーシップ宣誓をしていた

手続き	パートナーシップ宣誓書受領証・パートナーシップ公正証書等受領証の返還
詳細	<p>亡くなられた方とパートナーシップ宣誓をしていた場合は、受領証の返還が必要になります。</p>
期限	<p>できるだけ速やかに</p> <p>手続き可能な人</p> <p>亡くなられた方とパートナーシップ宣誓をしていた方</p>
必要なもの	<p>問合せ先</p> <p>企画課 平和・人権・男女共同参画係 ☎ 03-3228-8229</p>
手続き場所	区役所7階企画課 平和・人権・男女共同参画係

B シルバーパスを持っていた

区役所外手続き

手続き	シルバーパスの返却（払い戻しの手続き）
詳細	<p>20,510円または10,255円で購入した方は、未使用月分の払い戻しを受けることができる場合があります。</p>
期限	<p>なし（できるだけ速やかに）</p> <p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	<p>問合せ先</p> <p>東京バス協会 ☎ 03-5308-6950</p>
<p>□ 亡くなられた方のシルバーパス</p> <p>□ 亡くなられた方の死亡診断書の写し (難しい場合は死亡がわかる書類)</p> <p>□ 手続きをを行う方の本人確認書類</p> <p>□ 手続きをを行う方の印鑑</p>	<p>手手続き場所</p> <p>シルバーパス発行窓口（各バス会社の案内所）</p>

その他に関する手続き

C 一時的に発生した多量のごみ・資源を処分したい

手続き	一時的に発生した多量のごみ・資源の処分
詳細	<p>遺品整理などで一時的に多量のごみ・資源が発生した場合は、ご相談ください。</p>
期限	なし
手続き可能な人	基本的に親族または同居者の方
必要なもの	問合せ先
なし	<p>清掃事務所 ☎ 03-3387-5353</p> <p>ごみゼロ推進課 ☎ 03-3228-5555</p>
手続き場所	

D 家財整理をしたい

区役所外手続き

手続き	家財整理相談窓口への相談
詳細	<p>家財整理（遺品整理、生前整理、空家整理）に関するご相談ができます。</p> <p>○最寄りの地域の優良遺品整理事業者を紹介します。</p> <p>○見積りは無料です。</p> <p>○ホームページからも相談できます。</p> <p>「家財整理相談窓口」で検索（HP） kazaiseiri-soudan.org</p> <p>※一般社団法人家財整理相談窓口は中野区居住支援協議会の構成団体も参加している事業者団体です。</p>
期限	なし
手続き可能な人	親族 賃貸住宅管理会社 賃貸住宅オーナー ケアマネージャー など
必要なもの	問合せ先
なし	一般社団法人 家財整理相談窓口 ☎ 0120-012-620
手続き場所	

E 実家が空き家になった**区役所外手続き****手続き 空き家の電話相談窓口への相談**

詳細	期限
空き家の管理・処分・相続などについて、建築士や司法書士、税理士等にご相談ができます。 ○中野区内の物件に限ります。 ○初回の相談は無料ですが、相談後に実務を伴う個別の依頼をする場合については、別途依頼内容に応じて費用が発生します。 ※まちづくり推進土地建物協議会は中野区内の民間の事業者団体で構成された任意団体で、土地や建物に関する相談を行っています。	なし 手続き可能な人 空き家の所有者や管理者
必要なもの	問合せ先 空き家電話相談窓口（まちづくり推進土地建物協議会） ☎ 0120-500-681
手続き場所	

.....MEMO.....

専門相談窓口のご案内

専門の相談員による無料相談を行っています。1人当たり25分以内で、面談により実施します。
必ず事前に区民相談係に電話予約をした上で、区役所4階の専門相談室にお越しください。

予約開始日：相談希望日の1週間前（同曜日）の午前9時から

（相談日の1週間前が休日の場合は、翌平日の午前9時から受け付け）

毎月の相談日と予約開始日は、中野区ホームページにてご確認ください。

【予約及び問合せ先】

区民サービス課 区民相談係（区役所4階） ☎ 03-3228-8802

MEMO

相談名	定員	日 時	内 容
法律相談	12名	毎週月・水曜日、第3日曜日 午後1時～4時 ※第3日曜日の翌日の月曜日は実施しません	相続や土地・建物、金銭賃借など日常生活における法律問題について弁護士がお受けします。
不動産相談	6名	毎月第1金曜日、第3・4火曜日 午後1時～4時	不動産の売買や賃貸借、更新などについて宅地建物取引士がお受けします。
登記・境界相談	6名	毎月第2火曜日 午後1時～4時	不動産の相続、売買、贈与などの各種登記手続きについては司法書士、建物の新築・取壊し、土地境界などの調査測量については土地家屋調査士がお受けします。
税務相談	6名	毎月第1火曜日 午後1時～4時	相続税、贈与税、所得税、事業税について税理士がお受けします。
社会保険・労務管理相談	6名	毎月第3金曜日 午後1時～4時	年金、健康保険、雇用保険、労災保険、労働問題について社会保険労務士がお受けします。
暮らしの手続と書類の相談	6名	毎月第3金曜日 午後1時～4時	契約書、内容証明書、相続、遺言などの書類作成や、行政機関へ提出する書類の手続きについて行政書士がお受けします。
相続登記手続相談	12名	毎月第4木曜日 午後1時～4時 ※12月は第2木曜日	不動産の相続登記手続について司法書士がお受けします。

ご遺族の方のための各種相談

大切な人を亡くすということは、とてもつらく悲しい出来事です。そのことにより、残されたご遺族の方にはこころやからだなどにさまざまな変化や影響が出るといわれています。その悲しみや苦しみを消すことはできませんが、つらいことや困っていることを相談したり、今の「思い」を話せたりする場所をご案内します。

こころの健康に関する相談

●各すこやか福祉センター (開設時間、所在地、担当地域については 43 ページ)

管轄のすこやか福祉センターへご相談ください。
中部すこやか福祉センター ☎ 03-3367-7788
北部すこやか福祉センター ☎ 03-3389-4321
南部すこやか福祉センター ☎ 03-3380-5551
鷺宮すこやか福祉センター ☎ 03-3336-7111

●東京都立中部総合精神保健福祉センター

☎ 03-3302-7711 (平日午前 9 時～午後 5 時)

●東京都夜間こころの電話相談

☎ 03-5155-5028 (毎日午後 5 時～10 時 [受付は 9 時 30 分まで])

流産・死産を経験された方のご相談

母子手帳の返還は不要です。その他、出産・子育ての経済的支援に関する申請のお手続きができます。

●各すこやか福祉センター (開設時間、所在地、担当地域については 43 ページ)

※お電話番号は、上記項目をご参照ください。

●東京都 不妊・不育ホットライン

☎ 03-6407-8270 (毎週火曜日 午前 10 時から午後 7 時まで (祝日及び年末年始を除く)、毎月 1 回土曜日 午前 10 時から午後 4 時まで)

●東京都 赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談

☎ 03-5320-4388 (毎週金曜日)

大切な人を自死で亡くされた方

● NPO 法人全国自死遺族総合支援センター 自死遺族相談ダイヤル

☎ 03-3261-4350（毎週木・日曜日午前 10 時～午後 8 時 [日曜日は午後 6 時まで] ）

● NPO 法人グリーフケア・サポートプラザ自死遺族傾聴電話

☎ 03-3796-5453（毎週火・木・土曜日午前 11 時～午後 5 時）

● 手紙による相談（自死・自殺に向き合う僧侶の会）

郵送先 〒 108 - 0073 港区三田 4 – 8 – 2 0 往復書簡事務局宛



※ 「気持ちや想いを分かち合う場（遺族の集い）」について、
区ホームページでご紹介していますので、そちらもご覧ください。

犯罪被害に遭った方またはご家族等が犯罪被害に遭った方

● 中野区犯罪被害者等相談支援窓口

犯罪被害などにより生じた不安や問題などのお話を伺い、必要な情報を提供しながら支援していきます。おひとりで不安な場合、警察、病院、裁判所などに同行もします。遺族支援金などの経済的支援や家事・育児などの日常生活を支援する事業、法律相談の費用助成事業などもあります。

まずは相談支援窓口に電話、電子メール、ファクシミリまたは直接ご相談ください。

【問合せ先】福祉推進課犯罪被害者等相談支援窓口（区役所 4 階）

☎ 03-3228-5713 FAX 03-3228-5662

✉ hanzaihigaishasien@city.tokyo-nakano.lg.jp

MEMO

中野区役所・手続き窓口施設のご案内

中野区役所

〒 164-8501 中野区中野 4-11-19

☎ 03-3389-1111 (代表)

開庁日：

月～金曜日

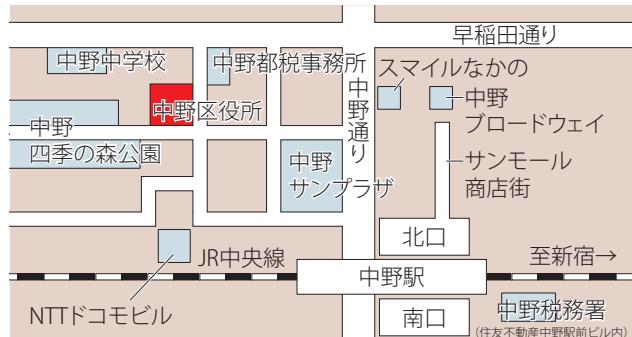
(祝日・年末年始を除く)

開庁時間：

午前 8 時 30 分～午後 5 時



▲中野区ホームページ



●延長窓口と休日窓口のご案内

毎週火曜日は、午後 8 時まで一部窓口を延長しています。

また、毎週日曜日(一部は第 3 日曜日のみ)は午前 9 時～午後 4 時に一部窓口を開設しています。

※国民健康保険料、住民税などの窓口は、事前予約が必要です。



すこやか福祉センター

受付日：月～土曜日 (祝日・年末年始を除く)

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時

すこやか福祉センターの担当地域は、区ホームページに掲載しています。



●中部すこやか福祉センター

〒 164-0011 中野区中央 3-19-1

☎ 03-3367-7788

●南部すこやか福祉センター

〒 164-0013 中野区弥生町 5-11-26

(みなみらいいず内)

☎ 03-3380-5551

●北部すこやか福祉センター

〒 165-0022 中野区江古田 4-31-10

☎ 03-3389-4321

●鷺宮すこやか福祉センター

〒 165-0033 中野区若宮 3-58-10

☎ 03-3336-7111

地域事務所

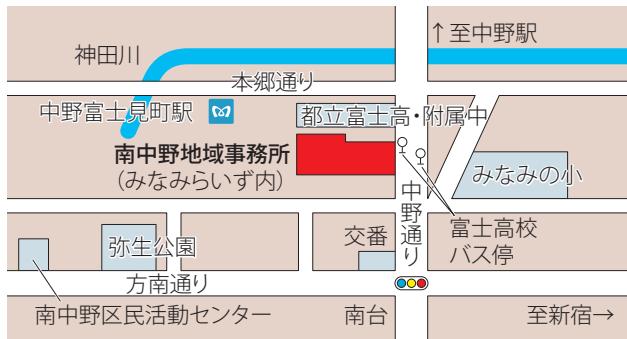
受付日：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時

●南中野地域事務所

〒164-0013 弥生町 5-1 1-26

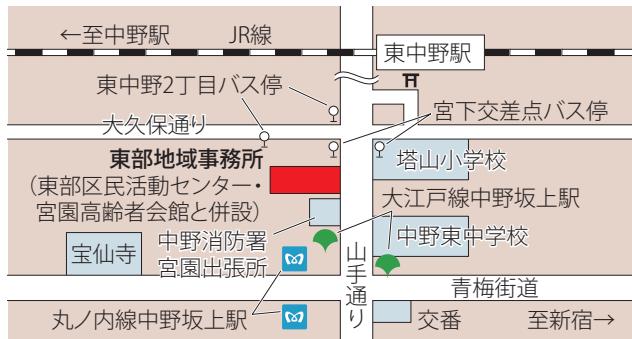
☎ 0 3 – 3 3 8 2 – 1 4 5 7



●東部地域事務所

〒164-0011 中央 2-1 8-2 1

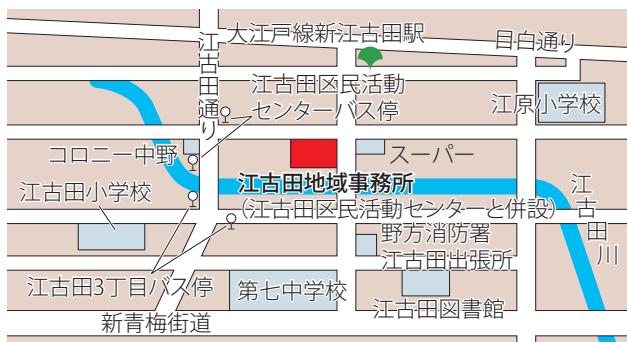
☎ 0 3 – 3 3 6 3 – 0 7 5 2



●江古田地域事務所

〒165-0023 江原町2-3-15

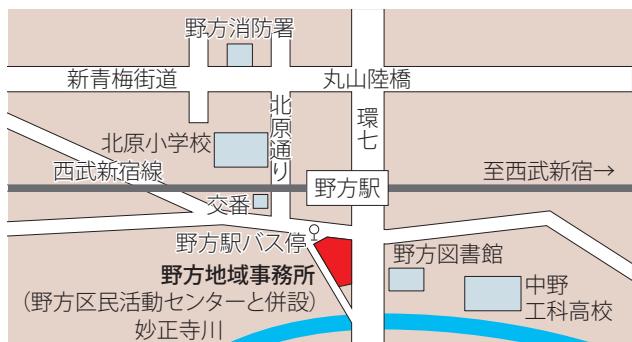
☎ 0 3 – 3 9 5 4 – 6 8 1 2



●野方地域事務所

〒165-0027 野方5-3-1

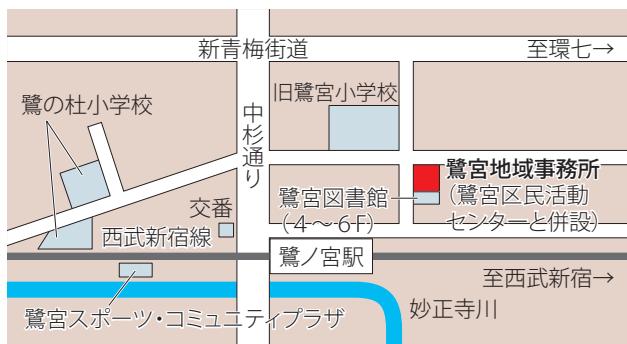
☎ 0 3 – 3 3 3 0 – 4 2 0 1



● 鶯宮地域事務所

〒165-0032 鶯宮 3-2 2-5

☎ 0 3 – 3 3 3 0 – 4 1 1 2



区役所外での主な手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

区役所外での主な手続き

相続について

委任状

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	主な手続き	問合せ先
国税関係	<input type="checkbox"/>	相続税手続き 所得税・消費税申告手続き	中野税務署 (中野区中野2-24-11) ※令和6年5月20日から ☎ 03-3387-8111 (左記手続に関する一般的なご相談は音声ガイダンスに従い「1」を選択)
都税関係	<input type="checkbox"/>	固定資産税手続き	東京都中野都税事務所 (中野区中野4-6-15) ☎ 03-3386-1111
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省政策統括 (恩給担当)へ お問い合わせください。	総務省恩給相談専用電話 ☎ 03-5273-1400
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など	東京法務局中野出張所 ☎ 03-3389-3379
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問合せ先
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		各契約会社
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
上・下水道	<input type="checkbox"/>		水道局おお客さまセンター (23 区) ☎ 03-5326-1101
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、区役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、区役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を受け取ります。

- ・受入証明書　・永代使用許可書

▼提出先（受取先）

現在埋葬されている墓地のある区市町村に必要書類を提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

▼問合せ先

改葬許可申請をする現在埋葬されている区市町村へ。

【中野区の問合せ先】

戸籍住民課 戸籍係 ☎ 03-3228-5503



▲中野区ホームページ

2 埋葬証明書を取得

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を受け取ります。

3 改葬許可証の受け取り

別の墓や納骨堂等に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書、新しく埋葬する墓地の使用許可書、現在埋葬されている墓地管理者発行の埋葬証明書、墓地使用者の承諾書（墓地使用者以外の方が申請する場合）

4 遺骨の取り出し（魂抜き）

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

相続に関する手続きチェックリスト

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等が必要な場合があります。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本等が必要です」とお申出ください。詳細は、11ページをの案内をご覧ください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、都税事務所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

MEMO

家系図（3親等内の親族）

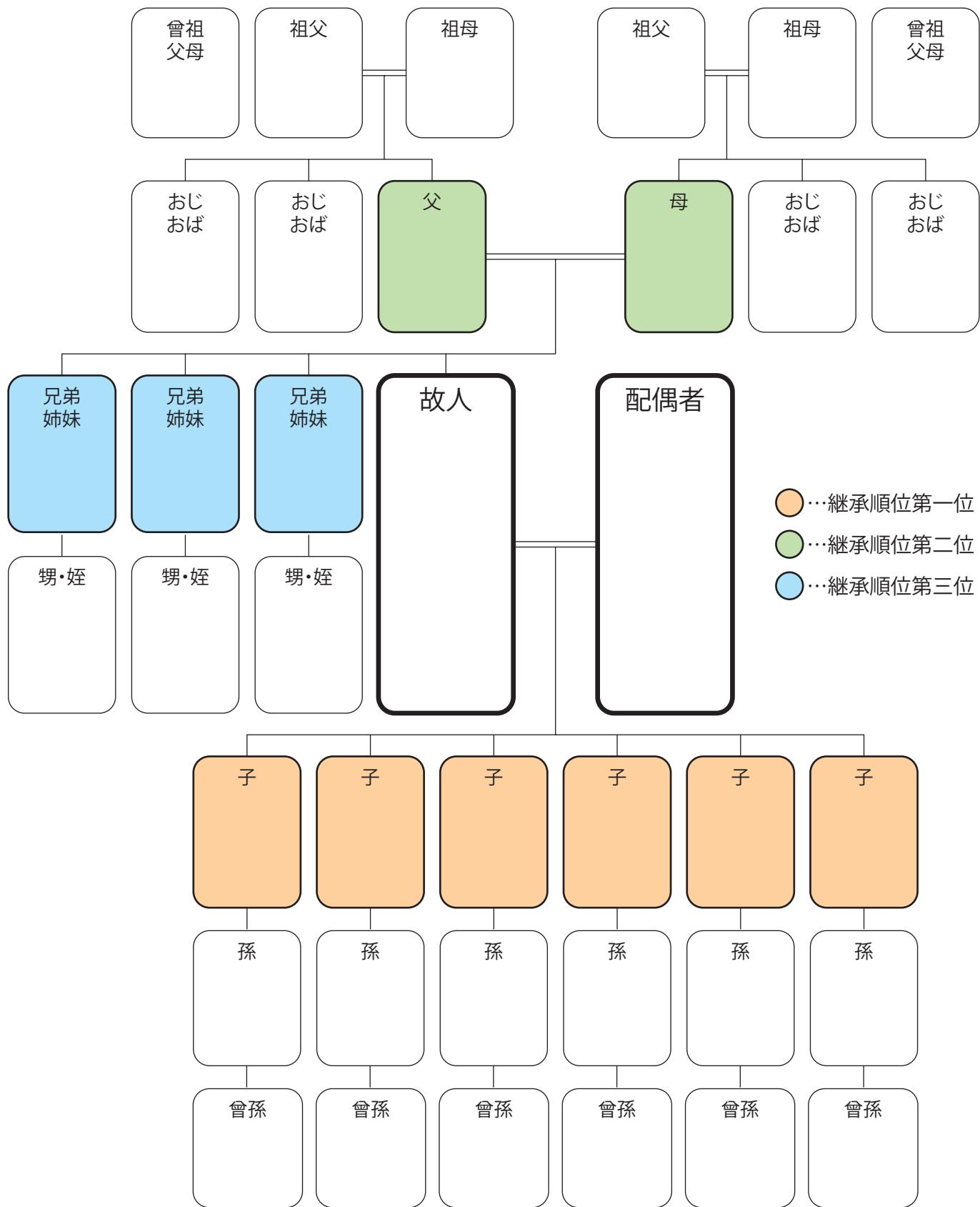
チェックリスト

各種手続き

区役所外での主要な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として「法定相続情報証明制度」があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。概要については47ページをご覧ください。

故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不動産				
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

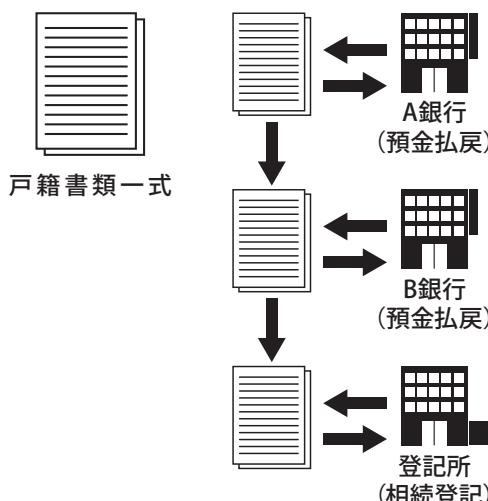
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

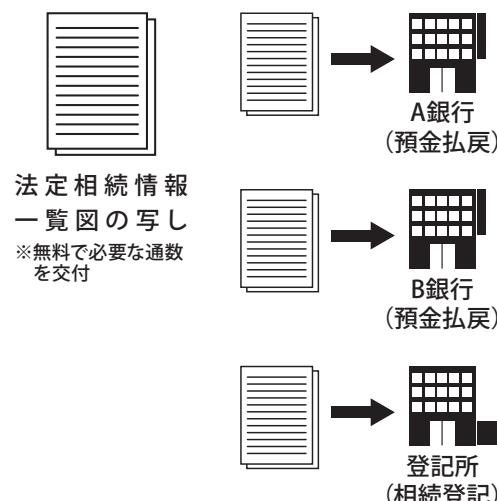
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

- 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 法定相続情報一覧図を作成します。
- 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付（登記所）

- 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

委任状

令和 年 月 日

委任者

住所 _____

(方書・部屋番) _____

氏名 (署名) _____

生年月日 年 月 日 生 _____

電話番号 _____ - _____ - _____

代理人

住所 _____

(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 年 月 日 生 _____

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

(宛先)中野区長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※必ず委任者(頼む方)が自書してください。

MEMO

発 行 中野区

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2024年5月

※掲載内容は、2024年5月現在のものです。

発行後、制度改正などにより内容が変更になる場合がありますのでご了承ください。

